

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文 I (志望専修科目の基礎) 民事手続法研究A	不可

深夜午前2時過ぎに、町はずれの交差点で、Xの運転する乗用車とYの運転する乗用車が衝突し、双方の車が大破した。Xは「自分は信号が青になったのを確認して交差点に入ったので、Yのほうは赤だったはずだから、事故はYが信号を無視した過失による不法行為だ」と主張して、Yに対する損害賠償請求の訴えを提起した。これに対して、Yは「とんでもない。自分の方が青だった。Xのほうこそ赤だったに違いない」と争っている。証人となるような目撃者はいない。一方の道路が優先道路であったというような事情もない。当事者尋問では、XもYも「自分は青信号でに入った」と供述し、どちらが嘘をついているのか判定できるような材料はどこにもない。

このような場合に、裁判所はどのようにして判決を下せばよいかについて論述しなさい。

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅱ（志望専修科目の基礎）民事手続法研究A	不可

原告の債務履行との引換給付判決をすることは許されるか。問題の所在を明示し、具体例を挙げて論述しなさい。